

令和 8 年 3 月定例総会

令和 8 年 3 月 6 日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和7年度第12回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年3月6日(金) 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 三階 議会会議室
3. 出席委員(14人)

農業委員	1番	上野 貴生
	2番	野老山 卓男
	3番	酒井 りつ子
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	5番	上野 清吉
	6番	坂本 直幸
	7番	金谷 里美
	8番	今吉 次雄
	9番	弘田 香

欠席委員(0人)

- ① 議案第1号 非農地証明の審議について
- ② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について
- ③ 議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
- ④ 議案第4号 地域計画.目標地区の素案(変更)の審議について

事務局長兼農林水産課長
農林水産課長補佐
農業係

中尾 吉宏
吉本 卓
藤本 航二郎

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、3月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第4号 地域計画 目標地図の素案（変更）の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

3番 酒井 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてか

議長
(上野会長)

ら発言をお願いします。

まず、

議案第1号 非農地証明の審議について

事務局
吉本補佐

をおこないますが、本日は2件の審議となっています。

議案第1号① 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

議案第1号① 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

大岐的島2742番2 地目は畑

面積が453㎡となります。

場所については、2ページから3ページを確認お願いします。

大岐の浜の北側になります。

また、周辺は昨年から度々非農地の申請が提出されている場所になります。

申請理由につきましては1ページにあるとおりです。

申請地は、昭和50年頃まで

家族でサツマイモ等を植えて耕作していましたが、

家族の減少や高齢のため耕作が出来なくなり、

そのまま耕作放棄したので竹や雑木が繁って山林化したとのことで

す。

4 ページの現況写真を確認してもらえればわかると思われませんが、

現地は山林化しています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

耕作不適當など、やむを得ない事情によって

15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧が
できないと認められた土地に該当すると考えられます。

以上の申請を 2 月 3 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課 （記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認（2 月 1 6 日）は今吉委員にお願いしました。審議のほど、
よろしくお願ひいたします。

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひ
します。

議長
（上野会長）

今吉委員

2月16日に現地確認を行いました。

場所は、展望台のある場所から道路を渡りまして斜面を少し上った畑になります。現状は、4ページの写真にあるとおり山林化してしまっていて、非農地で問題ないかと思えます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

弘田委員

写真を見るかぎり耕作できる状態ではないと思われまのでご同意していただきたいと思えます。

議長
(上野会長)

ありがとうございます。他にはございませんか？

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号① 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
上野会長

つづきまして、

議案第1号② 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第1号② 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の5ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

足摺岬平岩724番5 地目は畑

面積が109㎡となります。

場所については、6ページから7ページを確認お願いします。

足摺岬の大岩という地区になります。

申請理由につきましては5ページにあるとおりです。

申請地は平成元年に申請者の祖母が、隣地（724番3）に居宅を新築して移住を始めてから、現在まで駐車場として利用しているとのこと
です。

8ページの現況写真を確認してもらえればわかると思われませんが、

現地は駐車場として使用されています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは、人為的に転用

した土地で、転用事実行為から二〇年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などで、他法令の許認可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地該当します。

以上の申請を2月17日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認（2月19日）は坂本委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひします。

坂本委員

事務局を中心に現地確認を行いました。

手前の道路すぐの所から側溝がありコンクリートを40cm程度打
ってしまして、奥のほうには大きな石が散らばって見えたので農
地としては困難ではないかと思ます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

(異議なし。)

議長
(上野会長)

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号② 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について、をおこ
ないますが、本日は1件の審議となっています。

安田委員は利害関係者となるため議案第2号の審議の間は退席をお
願ひします。

議案第2号 農地法第3条の審議について

事務局
吉本補佐

担当者より説明を求めます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について、
説明します。

議案書の9ページをお願いします。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地は、

下ノ加江字古屋3597番1 地目 田

面積は1,744㎡となります。

土地の場所は10ページから11ページの位置図を

確認をお願いします。

農地の現況写真については、12ページをご覧ください。

農地法第3条第2項にある各号の条件について、

農地法第3条調書をもとに説明いたします。

13ページを確認をお願いします。

第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の農地については、譲受人がブロッコリー・オクラの栽培を行う

ので該当しません。

第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であるため該当しません。

第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、

信託の引受にあたりませんので該当しません。

第4号の「農作業常時従事」の確認です。

譲受人は専業農家で、1月から12月の間に

180日の農作業をするとのことですので該当しません。

第5号の「転貸禁止」の確認です。

自らが所有する農機具を使用し、年間を通じた作業計画も示されておりますので該当しません。

第6号の「地域との調和」の確認です。

譲受人はブロッコリー・オクラの栽培を行うので、

周辺の農地や環境への悪影響はありません。

そういったことから、

農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われます。

以上の申請を2月19日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

現地確認は上野会長にお願いしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

上野会長

2月3日に事務局と一緒に現地確認に行っています。

現地は、すぐに耕作できるように耕耘できる状況でもありますし、譲
受人も非常にまじめに農業を行っている方なので問題はないと思わ
れますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

(異議なし。)

議長
(上野会長)

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは安田委員入室をお願いします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について
を行います。本日は農事組合法人ふぁー夢宗呂川の宗呂下地区、2
7件と農事組合法人三崎、46件合計2団体の審議となります。岡崎
委員は利害関係者となるため議案第3号①の審議の間は退席を願
いします。

それでは

議案第3号① 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について
担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第3号① 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について
説明します。

議案書14ページから125ページまでになります。

資料が膨大になり、そのすべてを読み上げることが困難なため詳細な
説明は省略させていただきます。

位置図、現地写真につきましては、集積計画書ごとに添付してありま
す。

内容は、農事組合法人ふぁー夢宗呂川の宗呂下地区と農地の所有者が
農地中間管理機構をとおして耕作者と土地の貸借を行うために、必要
な利用権の設定を行うものです。

土地は合計で 100筆

面積の合計は 70,587㎡となります。

今回は利用権の設定から10年後の、期間更新にかかる審議となります。

現地確認は田邊委員にお願いしました。

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いたします。

田邊委員

ひき続き耕作しますので、よろしくお願いたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いたします。

(異議なし。)

議長
(上野会長)

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号①農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、岡崎委員の入室をお願いします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第3号②農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第3号② 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

説明します。

議案書126ページから323ページまでになります。

資料が膨大になり、そのすべてを読み上げることが困難なため詳細な

説明は省略させていただきます。

位置図、現地写真につきましては、集積計画書ごとに添付してありま

す。

内容は、農事組合法人三崎と農地の所有者が農地中間管理機構をと

して耕作者と土地の貸借を行うために、必要な利用権の設定を行うも

のです。

土地は合計で 118筆

面積の合計は 108,386㎡となります。

今回は利用権の設定から10年後の、期間更新にかかる審議となります。

現地確認は弘田委員にお願いしました。

以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひします。

弘田委員

ただ今の説明のとおり変更はありません。よろしくお願ひします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願ひします。

今吉委員

10アール当たりの賃借料の記載がないが。

事務局
吉本補佐

記載していません。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号②農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について、
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第4号 地域計画 目標地区の素案（変更）の審議について、を
おこないますが、本日は3件の審議となっています。

内容としましては、中山間直接支払い交付金実施のための農地の追加
に伴うものです。

議案第4号①旧下ノ加江町、議案第4号②旧三崎町、議案第4号③旧
清水町の審議について、担当者より一括した説明を求めます。

事務局
農業係藤本

それでは、議案第4号 地域計画目標地区の素案の審議（更新）につ
いて、説明いたします。

議案書の324ページから331ページでご確認ください。

地域計画の目標地区は、農業上の利用が行われる区域、いわゆる守
るべき農地における10年後に目指すべき農地利用の姿で、農地1筆
ごとに誰が担うかを明確にした図面で、農業委員会がその素案を作成

し、市へ提出するものでございます。

現在は9地域計画が策定されており、概要を説明しますと、以前の総会で審議いただいた旧下ノ加江町1を含む6地区について、目標地図に更新があるため、審議するものとなっております。

更新の内容につきましては、中山間地域等直接支払交付金の実施に当たり、

交付金対象農地を目標地図に位置付けることを目的としております。

変更前、変更後と二つの地図を載せており、変更後の地図の黄色に色づけられた部分が今回の追加農地となります。

地図に位置付ける担い手につきましては、どの地区も10年後の耕作者は未定ということで『検討』としております。

本地域の目標地図の素案の説明については以上になります。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

旧下ノ加江町久百々、これほど奥までしますか。

事務局
農業係藤本

地域計画を策定するにあたり、他地区の方や作業者の方に見ていただいて変更前の地図を作製したところではありますが、耕作をしていないことで区域から抜かっていたことともあり中山間直接支払い交付金を実施するにあたり今回区域に含め対応が可能となります。

上野委員

325ページの久百々ですが、市野瀬の目標地図の流れですがこれは
(地図に久百々、市野瀬の添付で鎌掛が抜けていたため)

事務局
農業係藤本

鎌掛、久百々が合同分の新しい状況写真です。

議長
(上野会長)

他にはございませんか

審議の説明については、下ノ加江だけですか。

事務局
農業係藤本

代表事例として下ノ加江地区の説明を行いました、すべて同じ表記をしていまして、三崎町、清水町も黄色に色づけられた部分が今回追加部分であり、10年後の耕作者は未定としています。

議長
(上野会長)

他にはございませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号①旧下ノ加江町、議案第4号②旧三崎町、議案第4号③旧

清水町の議案第4号 地域計画目標地図の素案の審議（更新）について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

※事務局から説明事項があります。

事務局
吉本補佐

※連絡事項の説明（事前に資料配布済み）

議長
（上野会長）

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和8年4月10日金曜日午後3時から

会場は市役所2階第1会議室です。

これにて閉会といたします。

